

令和6年9月3日
高齢福祉部高齢福祉課

議会の委任による専決処分の報告
(電気料金等の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 判明日 令和6年5月27日(月)
- (2) 相手方 東京電力エナジーパートナー株式会社
- (3) 事故内容 デイホーム上用賀の4月分の電気料金等については、相手方が発行する請求書等に基づき、5月13日の支払い期限までに支払うこととなっていたところ、担当職員が支払い手続きを行っていなかったことが5月27日に判明した。

2 事故の対応

事故判明後、直ちに令和6年4月分請求額(合計113,265円)について、5月31日に相手方への支払いを完了した。

3 損害賠償額

483円

(支払期限日の翌日の5月14日から支払いが完了した日の5月31日までの18日間に年10.0パーセントの割合で計算した遅延損害金)

4 専決処分日

令和6年7月10日